

- 第1条（総則）
表記注文者（以下「元請負人」という。）と表記受注者（以下「下請負人」という。）は、各々対等の立場に立って信義に則り、誠実に、この契約を履行する。
- 第2条（下請負人の施工義務）
下請負人は、本工事を、表記に定めるものの他、図面、仕様書、その他の図書（以下「設計図書」という。）ならびに施工要領書等に従って施工しなければならない。
- 第3条（設計図書不適合の場合の改造義務）
下請負人は、施工が設計図書に適合しない場合、元請負人がその改造を請求したときは、直ちにこれに従う。この場合、これに要する費用は下請負人の負担とし、工期の延長は認めない。
(2) 前項の不適合が元請負人の責に帰すべき理由により生じたときは、補修、改造に要する費用は元請負人の負担とし、元請負人が必要と認めたときは、元請負人・下請負人協議して工期を変更する。但し、
第5条第1項各号の一に該当する事実があるにも拘らず、元請負人の指示を受けずに施工したときは、下請負人が補修、改造の責を負う。
- 第4条（権利譲渡・担保提供の禁止）
下請負人はこの契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保に提供してはならない。但し、元請負人の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第5条（条件変更等）
下請負人は、施工にあたり次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を元請負人に通知しなければならない。
①設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
②設計図書の表示が明確でないこと。（図面と仕様書が符合しないこと、及び設計図書に誤謬、又は脱漏があることを含む。）
③工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件が実際と相違すること。
④工事現場において施工の支障となる予期することのできない事態が生じたこと。
(2) 元請負人・下請負人間において前項各号に該当することが確認された場合、元請負人は下請負人に対し、とるべき措置を指示するものとする。
- 第6条（工事の変更・中止等）
元請負人は、必要があると認めるとき、下請負人に通知のうえ、工事内容を変更又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。これにより、工期を延長し、又は請負代金額を増減する必要が生じたときは、元請負人・下請負人協議して工期又は請負代金額を変更することができる。
- 第7条（下請負人の請求による工期の延長）
下請負人は、天候の不良等、下請負人の責に帰することができない理由により、工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにして工期の延長の協議を求めることができる。
- 第8条（貸金又は物価の変動による請負代金額の変更）
この契約の工期内に貸金又は物価の著しい変動があり、請負代金額が明らかに不適当となったときは、元請負人・下請負人協議の上、これを変更することができる。
- 第9条（支給材料及び貸与品）
元請負人より支給材料又は貸与品を提供する場合、受渡は原則として工事現場で行い、下請負人は品名、数量等を確認の上、その結果を現場監督員に通知する。
(2) 下請負人は善良なる管理者の注意をもって、工事現場に搬入する全ての材料及び貸与品を使用又は保管し、不要となった場合はすみやかに元請負人に返却する。
- 第10条（立会及び工事記録の整備）
下請負人は、水中又は地中の工事、その他施工後外面から明視することのできない工事をするとき、現場監督員に立会を求め、若しくは事前に施工方法につき確認、指示を得た上施工する。
(2) 下請負人は、設計図書又はその他の方法において、見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事の施工をするとき、その記録を整備し、元請負人の要求があったときは遅滞なくこれを提出する。この場合の必要な費用は下請負人の負担とする。
- 第11条（完成検査・立会及び引渡し）
下請負人は、工事が完成したとき、元請負人に対し元請負人の指定する者（以下「検査者」という。）の検査を求め、元請負人は遅滞なくこれに応じ、検査を行う。
(2) 完成した工事が前項の検査に合格しないときは、下請負人は、自己の費用負担により、元請負人の指定する期間内にこれを補修又は改造して検査者の検査を受ける。
(3) 前各項の最終検査により工事の完成が確認された場合は、元請負人及び下請負人は直ちに工事目的物の引渡し・受領を完了する。
- 第12条（所有権の帰属）
工事目的物の所有権は、工事の進捗に従い、その都度元請負人に帰属する。
(2) 下請負人が工事現場に搬入した工事材料の所有権は、搬入と同時に元請負人に帰属する。但し、検査の結果、不合格となった部分についてはこの限りではない。
- 第13条（第三者に及ぼした損害）
下請負人は、工事の施工に伴い、工事関係者及びその他の第三者に損害を与えたときは、下請負人がその損害を負担する。
但し、その損害のうち元請負人の責に帰すべき原因及び不可避の事象により生じたものについては、この限りでない。
(2) 工事の施工に関して第三者との間に紛争を生じた場合には、元請負人と下請負人は、協力してその処理解決にあたる。
- 第14条（天災その他不可抗力による損害）
天災その他不可抗力により、工事の出来形部分、現場の仮設物、搬入済の工事材料又は建設機械器具（いずれも元請負人が確認したものに限り）等に損害を生じたときは、下請負人が善良なる管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担する。
(2) 前項の損害額は、元請負人・下請負人協議して定めるものとし、元請負人・下請負人いずれが損害を負担するかにかかわらず、保険その他損害を填補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。
- 第15条（取壊担保）
工事目的物に取壊があるときは、元請負人は、下請負人に対して相当の期間を定めてその取壊の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
(2) 前項の規定による取壊の修補又は損害賠償を請求することができる期間は、引渡しの日から、建物の基礎、柱、床、外壁、内部耐力壁、屋根等の主要構造部に関する工事及び防水工事については10年間、その他の工事については2年間とする。但し、その取壊が下請負人の故意または重大な過失によって生じた場合は、取壊担保期間をそれぞれ5年間延長する。
- 第16条（請負代金の支払方法及び時期）
元請負人は、表記注文書の定めにより、毎月の出来形部分に関し、元請負人の査定に基づいて、毎月末に（月末が金融機関の休業日の場合は翌日）元請負人の本支店営業所所在地又は元請負人の指定する場所において、この契約の請負代金を支払う。
(2) 元請負人は、前項の支払いに際して、本工事にかかる元請負人からの支給材料費、下請負人の負担すべき材料、機械類、リース料等元請負人の立替費用、安全協力費、その他この契約に定める下請負人が元請負人に対して支払うべき損害金があるときは、これを支払額から控除することができる。
- 第17条（自動相殺）
下請負人は、第19条の各号の一に該当したときは、この契約の解除の有無にかかわらず、次の処理がなされることを予め異議なく承諾する。
①下請負人がその時点において元請負人に対して負担する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、元請負人の通知を要せず、元請負人が下請負人に対して負担する債務と相殺される。
②元請負人が株式を有する元請負人の関連会社が、下請負人に対して債権を有する場合には、元請負人は当該債権と元請負人が下請負人に対して負担する債務とを相殺することができる。
- 第18条（履行遅滞の場合における損害金）
下請負人の責に帰すべき理由により工期内に本工事を完成することができない場合、元請負人は下請負人に対して遅延日数1日あたり請負代金額の1000分の1の損害金を請求できる。
(2) 元請負人の責に帰すべき理由により、元請負人が下請負人に対してこの契約で定める請負代金の支払いを遅延した場合、下請負人は元請負人に対して遅延日数1日あたり未受領金額の1000分の1の損害金を請求できる。
- 第19条（元請負人の解除権）
元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当したときは、何等の催告なくこの契約を解除し、よって生じた損害の賠償を請求することができる。
①正当な理由なく工事に着手しないときは又は工事を休止若しくは放棄したとき
②下請負人の信用に不安を生じ又は、下請負人の責に帰すべき理由により工期内に工事を完了する見込みがないと元請負人が認めるとき
③元請負人に無断で住所を転じ、又は居所不明となったとき
④仮差押、仮処分、差押、競売、強制執行の申立を受けたとき
⑤破産、民事再生、特別清算、会社更生の申立があったとき
⑥手形・小切手が不渡りになり又は支払を停止若しくは債務超過となったとき
- 第20条（解除に伴う措置）
この契約が解除された場合には、次の各号の定めに従う。
①下請負人は、工事の出来形部分と検査済の工事材料及び貸与品を元請負人に引渡すものとし、元請負人・下請負人協議して精算する。
②前号の物品を除き工事現場に搬入した工事材料等については、元請負人・下請負人協議して期限を定め、下請負人はその引き取り又はあと片付け等の措置を行う。
- 第21条（暴排条項）
下請負人は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役員及び執行役員をいう。）が、本契約締結日から本契約の履行完了時まで、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者でないこと、②暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布、偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（第三者を利用して行う場合も含む。）を表明・保証する。
(2) 下請負人は、自己が契約する下請事業者（下請事業者が数次わたるときは、それらを含む。以下、総称して「下請事業者等」という）または、下請事業者等の役員もしくは経営を実質的に支配している者、前項各号のいずれか一にも該当する者でないことを表明保証する。
(3) 元請負人は下請負人が前二項の表明保証の一つでも違反した場合、何らの通知催告なく本契約を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。なお、当該解除により何らの損害賠償責任を負うものではない。
- 第22条（管轄裁判所）
元請負人及び下請負人は、この契約に関して紛争が生じた場合、元請負人の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。
- 第23条（定めなき事項）
この契約に定めなき事項があるときは、別途元請負人・下請負人間で工事下請負基本契約をしている場合はその定めによるものとし、その他の場合は元請負人・下請負人協議して定める。以上